

野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱の一部
を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第75号

野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱（令和4年野田市告示第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条中「住宅の要件は、次のとおり」を「住宅は、別表第2の補助対象設備ごとの要件を満たすもの」に改め、各号を削る。

第4条中「次の要件」を「別表第3の共通要件及び別表4の補助対象設備ごとの要件」に改め、各号を削る。

第5条第1項中「別表第2」を「別表第5」に、「別表第3」を「別表第6」に改め、同条第3項中「集合住宅の」を「個人による集合住宅の」に、「1戸につき」を「1戸に限り1回、マンション管理組合による窓断熱改修にあつては1棟に限り」に改める。

第6条中「次の各号」を「別表第7及び別表第8」に改め、各号を削る。

第9条第2項を次のように改める。

2 財産処分制限期間は、別表第9のとおりとする。

別表第1補助対象設備の種類の中「設備の要件」を「補助対象設備の要件」に改め、同表定置用リチウムイオン蓄電システムの項中「令和3年度」を「令和4年度」に改め、同表窓の断熱改修の項中「へ改修」の次に「（内窓の設置を含む。）」を加え、「令和3年度」を「令和4年度」に、「1居室」を「1室」に改め、同項の注の1を次のように改める。

1 室とは、壁、ドア、障子、襖^{ふすま}等で仕切られている空間をいう。ただし、空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、室を区切る仕切りとして認めない。

別表第1窓の断熱改修の項の注の2中「勝手口ドア」の次に「、玄関ドア」を加え、同項の注に次のように加える。

3 マンション等においては、1戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビー、階段、廊下等の居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても補助対象とできる。

別表第1太陽熱利用システムの項を削り、同表電気自動車の項中「令和3年度」を「令和4年度」に改め、同表プラグインハイブリッド自動車の項中「電気」の次に「又は「軽油・電気」」を加え、「令和3年度」を「令和4年度」に改め、同表一般住宅用充電設備の項中「電気自動車」の次に「又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）」を加え、「令和3年度」を「令和4年度」に改め、同表集合住宅用充電設備の項中「令和3年度」を「令和4年度」に改める。

別表第2窓の断熱改修の項中「窓付属部材費」の次に「、ガラスが付随するドア本体の購入費及びその交換に要する工事費」を加え、同表太陽熱利用システムの項を削り、同表を別表第5とする。

別表第3窓の断熱改修の項中

「

補助対象経費×1/4 (上限8万円)

を

」

「

補助対象設備を導入する住宅が、別表第2「窓の断熱改修」の(2)ア又はイに該当する場合
--

補助対象経費×1/4 (上限8万円)

に改め、同表太陽

補助対象設備を導入する住宅が、別表第2「窓の断熱改修」の(2)ウに該当する場合

補助対象経費×1/4 (上限8万円×改修を行う戸数)

」

熱利用システムの項を削り、同表集合住宅用充電設備（急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタン

ド) の項中

「

(1 基当たり上限 50 万円)

を

」

「

(上限 50 万円×設置する充電設備の基数 (複数口の充電設備にあつては、その口数))

に、

」

「

(1 基当たり上限 100 万円)

を

」

「

(上限 100 万円×設置する充電設備の基数 (複数口の充電設備にあつては、その口数))

に改め、同表を

」

別表第 6 とする。

別表第 1 の次に次の 3 表を加える。

別表第2（第3条）

補助対象設備の種類	補助対象設備を導入する住宅の要件
<p>家庭用燃料電池システム(エネファーム)</p>	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p>
<p>定置用リチウムイオン蓄電システム</p>	<p>(1) 補助金の交付を申請する日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p>

窓の断熱改修	<p>(1) 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p> <p>ウ 補助事業を実施する者が管理する、市内に所在する共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）</p>
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	<p>(1) 補助金の交付を申請する日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に充電できること。</p> <p>(2) 補助金の交付を申請する日までに補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅であること。</p> <p>(3) 別表第6に規定する住宅用太陽光発電設備及び一般住宅用充給電設備を併設する場合の適用を受けようとするときは、補助金の交付を申請する日までに一般住宅用充給電設備を設置していること。</p>
一般住宅用充給電設備	<p>(1) 補助金の交付を申請する日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅</p>

	<p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p>
集合住宅用充電設備	<p>(1) 既存のマンション等であり、設備はマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として居住者が利用できるものであること。</p> <p>(2) 別表第6に規定する住民以外も充電設備を利用可能な場合の適用を受けようとするときは、補助金の交付を申請する日までに、集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地の外から、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板が確認できること。</p>
住民の合意形成のための資料	<p>マンション管理組合が管理する既存のマンション等であること。</p>

別表第3（第4条）

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
<p>第2条第1項に掲げる全ての補助対象設備</p>	<p>(1) 市税を滞納していないこと。</p> <p>(2) 補助対象設備の設置費等を負担し、当該設備を所有すること（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。）。</p> <p>(3) 補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者及びリース事業者が共同で補助事業を行うものとし、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとし、かつ、リース契約については、次のいずれかを満たすものとする。</p> <p>ア リース期間が第9条第2項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること。</p> <p>イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。</p>

別表第4（第4条）

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
<p>家庭用燃料電池システム(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電システム、一般住宅用充給電設備</p>	<p>(1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者であること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱又は附則第2項の規定による廃止前の野田市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱（平成23年野田市告示第189号）に基づく補助を受けていないこと。</p> <p>(4) 定置用リチウムイオン蓄電システムにあつては、設置する補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、県の同種の補助金の交付を受けていないこと。</p>
<p>窓の断熱改修</p>	<p>補助対象設備を導入する住宅が、別表第2「窓の断熱改修」の(2)ア又はイに該当する場合</p> <p>(1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者であること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p>

	<p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱又は附則第2項の規定による廃止前の野田市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>
	<p>補助対象設備を導入する住宅が、別表第2「窓の断熱改修」の(2)ウに該当する場合</p> <p>(1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合であること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置するマンション等において、この要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。</p>
<p>電気自動車、プラグインハイブリッド自動車</p>	<p>(1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者であること。</p> <p>(2) 補助対象設備を導入する住宅において、申請者がこの要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていない者であること。</p>
<p>集合住宅用充電設備</p>	<p>(1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。</p> <p>(2) 補助対象設備の設置に当たって、国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付決定通知を受けていること。</p> <p>(3) 同一の工事において、この要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。</p>

住民の合意形成のための資料	<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="580 185 1311 360">(1) 集合住宅用充電設備を設置しようとする市内のマンション等のマンション管理組合であること。<li data-bbox="580 360 1311 546">(2) 同一の工事において、この要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。
---------------	--

別表第6の次に次の3表を加える。

別表第7（第6条）

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
<p>第2条第1項に掲げる全ての補助対象設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象設備の概要 (2) 補助対象設備の設置費等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合には、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し） (3) 補助対象設備の設置費等の支払を証する書類及び内訳書の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。） (4) 貸与料金の算定根拠明細書（補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。） (5) 市税に関する納税証明書 (6) 住民票の写し（個人の場合に限る。）（補助対象設備が集合住宅用充電設備である場合を除く。） (7) 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）（法人の場合に限る。） (8) その他市長が必要と認める書類

別表第8（第6条）

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し (2) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (3) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し (2) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (3) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (4) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「定置用リチウムイオン蓄電システム」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類
窓の断熱改修	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し (2) 補助対象設備の設置図面（平面図、立面図） (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (4) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。） (5) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「窓の断熱改修」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類 (6) マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、住民票等）の写し（補

	<p>助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限る。)</p> <p>(7) マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）の写し（補助事業を実施する者がマンション管理組合である場合に限る。)</p>
<p>電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車</p>	<p>(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し</p> <p>(2) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（保管場所において撮影した写真）</p> <p>(3) 補助対象設備を購入する者が居住する住宅が別表第2「電気自動車、プラグインハイブリッド自動車」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類</p> <p>(4) 自動車検査証記録事項の写し</p> <p>(5) 別表第6に規定する住宅用太陽光発電設備及び一般住宅用充給電設備を併設する場合の適用を受けようとするときは、一般住宅用充給電設備を設置していることを証する書類</p>
<p>一般住宅用充給電設備</p>	<p>(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し</p> <p>(2) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真</p> <p>(3) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し</p> <p>(4) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「一般住宅用充給電設備」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類</p>

<p>集合住宅用充電設備 （急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド）</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し (2) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (3) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (4) 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、住民票等）の写し（補助事業を実施する者が個人である場合に限る。） (5) マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、住民票等）の写し（補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限る。） (6) マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）の写し (7) 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式の写し (8) (7)の交付申請に係る交付決定書類の写し (9) 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し (10) (9)の実績報告に係る申請の額の確定書類の写し（一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合に限る。） (11) 別表第6に規定する住民以外にも充電設備を利用可能な場合の適用を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から撮影した住民以外にも充電設備を利用することができることの記載がされ
---	--

	た案内板及び周囲の景観が確認できる写真
住民の合意形成のための資料	<p>(1) マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、住民票等）の写し（補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限る。）</p> <p>(2) マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し</p> <p>(3) 作成した充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等の資料の写し</p> <p>(4) マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われたことが確認できる議事録等の写し</p>

別表第9（第9条第2項）

補助対象設備の種類	財産処分制限期間
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
電気自動車	4年
プラグインハイブリッド自動車	4年
一般住宅用充給電設備	5年
集合住宅用充電設備	5年

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。